令和６年１月２９日

地域自立支援協議会

第５回全体会　資料１

日中サービス支援型グループホームの開設予定について（案）

1. 設置者　　株式会社ジンバ
2. グループホーム名称　グループホーム○○

（３）運営理念・方針

○グループホーム開設にあたっての法人理念

・利用者が安全、安心に暮すことができるよう地域社会に親しまれ、信頼される福祉サービスを目指します。

・職員の専門的な介護技術や専門知識の向上のために努力します。

・私たちの福祉サービスを通じて地域発展に貢献します。

○障害福祉に関する課題認識

住み慣れている地域で暮らしたいと考えている障害者が少なくない一方で、実際に親の高齢化や介護支援不十分による支援機能の低下などの原因で、望ましい生活が実現できないのが現状です。 特に医療ケアを必要とされている方においては、その特殊性のために、病院か施設の選択肢しかない現状がありますので、こういった環境的な障害を私たちが支援することにより、なくすことができ、医療的ケアが必要な方でも安心して、住み慣れた地域で自立した生活が送ることができるようにしていきたいのです。

私たち介護福祉従事者は国の法律や制度に従い、最善のサービスを提供することによって、少しでもあらゆる障害者の自立生活が実現できるように努めなければなりません。

○開設に至った経緯

自分の息子が神経難病・重度の心身障害児だったため、自宅での介護や、 付き添い入院などを繰り返した時、たくさんの障害者やそのご家族とのふれあいがあり、励まされたと同時に、様々な家族介護者の苦悩を聞きながら、とても共感しました。息子は亡くなりましたが、生きている間に本当に多くの医療、介護をしている方々に支えられました。私は多くの人々、社会に恩返しをしたいという気持ちで事業を行っています。特に今回の医療的ケア対応型のグループホームにつきましては、是非やらせていただきたい事業であり、少しでも地域貢献につながればとの思いにあふれています。困難なことはたくさんあるかとは思いますが、成功させ、前例を作ることで、次に続く事業者も現れる事でしょうし、何よりも、障害があり、かつ医療的ケアがある方々に向けて、『私でも地域で暮らせるんだ』と、希望をもつ手助けができるよう頑張りたいと考えております。

1. 運営方針

○重点を置く支援

食事の提供、お部屋の掃除、お金の管理、服薬の管理、健康管理、病院と役所との連携、重度障害利用者への生活上の介護（入浴、排せつ）

○地域との交流方法

町内会、祭りなどに参加して、地域の方に障害者に親しみを持ってもらう。

○他障害福祉サービス事業との連携

デイサービスや作業所、訪問看護ステーションとの連携

○自立促進の方策

まず利用者本人に自分の生活や物の整理などをできる範囲内にやっていただく。そして、金銭管理など今までできなかったことはできるように徐々に訓練していく。

1. 予定地　東京都小平市小川町１丁目○○○

（５）建物・物件の種別（法人所有、賃貸、戸建て、マンション、アパート等）

　　・図面、地図　　　　別紙参照　資料1

（６）短期入所の予定について

短期入所の受け入れ態勢としては１室を予定しています。

対象者は、身体・知的の障害をお持ちの方で、日常の生活環境が離れた場面でも安定した生活が見込める方。医療機関との連携が確保されている方を対象とします。（短期入所では医療的ケアの必要な方は医療リスク等を鑑み対象と致しません。）

また、小平市の地域生活拠点事業に登録し、緊急時の受け入れ対応に協力をいたします。

（７）定員、男女の人数　入居者7名　短期入所1名

男性○名

女性○名

（８）想定される利用者

医療的ケアについての内容

・喀痰吸引　世話人および生活支援員が喀痰吸引の出来る範囲

喀痰吸引等研修取得者を雇用する。

○第1号研修

実施可能な医療行為  
喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻）  
医療行為が行える対象者・・・・不特定多数のご利用者

○第2号研修

実施可能な医療行為  
喀痰吸引（口腔内・鼻腔内）、経管栄養（胃ろうまたは腸ろう）  
医療行為が行える対象者・・・・不特定多数のご利用者

○第3号研修

実施可能な医療行為  
喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻）  
医療行為が行える対象者・・・・特定のご利用者(具体的には、筋萎縮性側素硬化症(ALS)またはこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位類髄損傷、延性意識障害、重症心身障害などを患っている療養患者や障がい者)

その他の医療ケアについては、訪問看護ステーションとホームの医療連携で２４時間体制を実現させ、さらに個別契約における定期訪問や緊急時ケア加算による緊急訪問により必要な医療ケアを実施する。

対象利用者　１例

・年齢５０代、性別　女性

　　・身体、知的、精神

・障害支援区分6

　　・行動障害　なし

　　・生活上の課題

　　　時折喀痰吸引が必要

　　・グループホーム入居に対する本人の希望

　　　親は高齢で私の介護は難しい。痰が絡まった時に必要に応じ喀痰吸引をしてほしい。病院ではない家で、安心して生活がしたい。また、以前に行っていた通所先にも通いたい。

（９）想定される支援内容

　①相談支援

・管理者またはサービス管理者により行う。

・相談支援の内容は、支援計画の見直しおよび適切なサービス提供に反映させる。

②入浴支援

・入浴介助必要な利用者の入浴時間帯に生活支援員が対応する。

・必要な設備として利用者の状態によりストレッチャーなどを用意している。

・浴室を二つ設けており、要介護と自立の利用者を分けて入浴してもらう予定。

③排せつ支援

・トイレへの移乗介護またはベッド上の排泄介助実施。

・原則としてボーダブルトイレやおむつは利用者から持ち込み

・主治医の指示のもと訪問看護師よりの浣腸などの医療ケアを実施。

④調理・食事提供

・朝食・昼食・夕食を提供。（個人の生活スケジュールに合わせ調理）

・カロリーや塩分制限等の特別食は外注とする。

・食事提供の調理は世話人等が行う。

⑤食事介助（全介助可能）

・食器の配置、スプーンの取り付け、ストローの用意など。

・刻み食を用意するなどして食事がしやすいように工夫する。

・配膳から、食事介助、片付け、服薬等を実施。

・胃ろうや腸ろうによる経管栄養の実施。

⑥余暇支援

・誕生会やイベントへの参加等の支援により入居している利用者に仲間意識をしてもらい、楽しく充実した共同生活を送ってもらうことを目的とする。

・新型コロナなど感染症で外出等が難しい場合は、室内で楽しめるテレビ映画鑑賞、読本、ゲーム、折り紙、物作り等を行う予定。

⑦就労支援

・利用者の希望により、計画相談員、市町村、福祉施設と話し合い就労先の紹介を行う。

・ご本人の計画に寄り添いながら、就労に向けた自立生活をサポートする。

⑧健康管理・緊急時の対応

急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、２４時間の体制により連携体制がとれます。

■契約提携病院（南台病院）との連携。

■契約提携訪問看護ステーション（法人内の訪問看護リハビリセンターしょうた）との連携。

□必要に応じ、個別で訪問看護ステーションとの契約。

・健康管理の方法：バイタル測定、顔色、行動の観察など

・検温・体重測定・血圧測定・健康診断の頻度：朝起床時に行う。

・利用者への声掛けや顔色、行動の観察など、体調確認の方法：世話人は常に利用者の食欲、体調、行動の異変など観察し、連絡ノートと健康管理ノートに記入する。

・健康管理の記録：健康チェックシートを利用して、全面的に観察するようにする。

・緊急搬送等で職員が不在になる場合の職員補充：管理者および法人代表とグループホームより徒歩１０分以内に住んでおりいつでも応援に行く予定。

⑨服薬管理

・連携訪問看護ステーションが行う。

・世話人から薬を手渡しその場で服用してもらう。その後空袋を回収。捨てる前にもう一度確認する。

・服薬の管理方法は薬ボックスを使用する予定。

・誤投薬を防ぐため、夜勤者が薬トレーに入れるようにし、世話人とダブルチェック。

飲ませる前に名前と薬名、量を再度確認する。

⑩金銭管理

・基本指針として行わない。どうしてもの場合、契約し管理者により通帳・印鑑の保管、小遣い管理、小遣い帳記載等を行う。

・職員による横領・窃盗、利用者による窃盗などの事故を防ぐためのダブルチェック体制は、事務所内に鍵付きの収納ボックスを設置し、利用者にお金を手渡す際は、職員２名以上がいるようにする。毎回記帳し押印を貰う。

⑪夜間支援

・事故、体調急変などを防ぐため就寝後、定期巡回をする。 個人に合わせた排泄介助、必要に応じ体位交換や吸引ケアなど実施。

⑫災害時の避難等

・ハザードマップ上のリスクはなし。想定される災害リスクは地震および火災。

・一時避難場所は、小平市中島町公園、小平市上宿小学校、小川一丁目地域センター、曙光園

・支援が必要な利用者のために、一時避難場所から小川一丁目地域センター、曙光園に避難

予定

・近隣火災、地震等を踏まえ定期的に避難訓練を行い、避難袋、ヘルメットなどを用意しておく。

・消防計画は作成予定。

⑬通院同行

・基本はご家族様対応とする。困難な場合は居宅介護 等を利用していただく、それも困難な場合は相談のうえホームにて対応する。

⑭地域との交流

・地域への挨拶は福祉関係機構、近隣の住民に開設直前に行う

・地域行事や町内会への参加は行う

⑮家族との交流

・家族との面会交流はグループホーム内で行う。

（１０）支援員等職員の確保、育成、連携、研修

職員研修予定及び内容等

①事前研修

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | テーマ | 資料・担当講師 |
| 令和6年 6 月中旬 | グループホーム運営等 | 武田・安齋 |
| 令和6年7月下旬 | 食事実習、入浴実習等 | 武田・安齋 |
| 令和6年8月下旬 | 緊急時対応、金銭管理等 | 武田・安齋 |

②年間研修

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | テーマ | 担当講師 |
| 令和 4 年 6 月 | 開設以来の問題点 | 安齋・管理者 |
| 令和 4 年７月 | 支援理念の統一（権利擁護の視点） | 管理者・サビ管 |
| 令和 4 年８月 | チーム支援の理念とチームケアの方法 | 管理者・サビ管 |
| 令和 4 年９月 | 利用者との関係形成とコミュニケーション | 管理者・サビ管 |
| 令和 4 年１０月 | 虐待防止について | 担当者 |
| 令和 4 年１１月 | 知的障害と発達障害の接触法 | サビ管 |
| 令和 4 年１２月 | 身体拘束適正化に関する考え | 担当者 |

③委員会設置等

○虐待防止委員会

・委員長：代表取締役 委員：管理者。利用者及びその家族も加えることができる。

・開催頻度 １年に１回以上または虐待発生の都度

・検討内容の周知方法 紙面やグループチャットに等

・研修の実施方法 全職員を対象に行う。また、外部研修会等にも積極的に参加させる。

○身体拘束適正化委員会

・委員 同上

・開催頻度 同上

・検討内容の周知方法 同上

・研修実施の方法 同上

○感染症発生及びまん延防止に係る委員会

・委員 同上

・開催頻度 同上

・検討内容の周知方法 同上

・研修実施の方法 同上

・訓練の実施方法 同上

（１１）連携先（相談支援事業所、日中作業所、医療機関等）

各ご利用者様ごとに契約の相談支援事業所との連携体制をとる。

各ご利用者様ごとの契約通所先との連携体制をとる。

医療機関は基本的に各利用者様ごとの主治医と連携をとる。

（１２）利用者負担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家賃 | 50,000 円／月 | |
| 光熱水費 | 13,000 円／月 |  |
| 日用品費 | 2,000円／月 | 基本利用料として徴収しますが、１年に１度集計し、7月に精算します。 |
| 体験入居　日額 | 1,660円／日 | 基本利用料として徴収しますが、１年に１度集計し、7月に精算します。 |
| 食事代 | 食数の実費負担 | 朝食代280円　昼食代380円　夕食代480円 |

（１３）地域との関わり

家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

（１４）年間の収支計画

別紙参照